

# 診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（仮称）について

## I 診療放射線技師法施行規則の改正の内容

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）により、診療放射線技師の業務範囲を見直すため、診療放射線技師法（昭和 26 年法律第 226 号）の一部が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとされている。
- 具体的には、診療放射線技師法第 24 条の 2 の規定が改正され、診療放射線技師の従来業務（人体に対する放射線の照射及びMRI等を用いた検査）に関連する行為として厚生労働省令で定めるものが、新たに診療放射線技師の業務範囲に追加することとされたことから、この「厚生労働省令で定めるもの」として、以下の行為を定める。
  - ① 静脈路に造影剤を接続する行為（静脈路を確保する行為を除く。）、造影剤を投与するために造影剤注入装置を操作する行為並びに造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為
  - ② 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為及び当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為
  - ③ 画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為及び当該カテーテルから空気を吸引する行為

## II 臨床検査技師等に関する法律施行規則の改正の内容

- 医療介護総合確保推進法により、臨床検査技師の業務範囲に一定の検体採取を追加するため、臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）の一部が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとされている。
- この「一定の検体採取」の内容については、別途、政令で定めることとしているが、この業務範囲の見直しに併せて、臨床検査技師等に関する法律第 2 条で臨床検査技師の業務とされている「厚生労働省令で定める生理学的検査」として、以下の検査を追加する。
  - ① 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査（静脈に注射する行為を除く。）
  - ② 電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査

## III 経過措置

- この省令の施行の際、現に臨床検査技師の免許を受けている者等は、新たに業務範囲に追加される生理学的検査を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けるものとし、当該研修の指定は、この省令の公布の日から行うことができる。

## IV 根拠条文

診療放射線技師法第 24 条の 2 第 2 号、臨床検査技師等に関する法律第 2 条

## V 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日（ただし、厚生労働大臣による研修の指定は公布の日）